

保管状況等届出書の提出にあたっての注意事項

1 報告の内容

平成28年4月1日から平成29年3月31日（報告年度）までのPCB廃棄物の保管状況及びPCB製品の使用状況他

2 提出書類

- (1) 同封の「様式第一号（一）ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書（保管事業者用）」
- (2) 保管状況の写真（前年度までに写真を提出し、変更がない場合は不要）
- (3) 報告年度にPCB廃棄物の処分を委託した場合は、返却されたマニフェストE票、D票、又はB2票の写し

3 提出部数

3部（控えが不要な場合は2部）

4 提出方法及び提出期限

提出方法：持参又は郵送

（郵送で控えが必要な場合は、切手を貼った返信用封筒を同封）

提出期限：平成29年6月30日（必着）

5 提出先・問合せ先

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎22階北側

東京都環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課（PCB処理対策担当）

電 話 03-5388-3389

窓口受付時間 9:00～17:00（12:00～13:00、土曜・日曜・祝日を除く。）

6 記入上の注意

- (1) 届出書右上の事業所番号は、送付封筒宛名シール下段の番号を記入してください。
- (2) 複数の種類の廃棄物があつて同封様式に書き切れない場合は、別葉に一覧表を作成の上、本届出書に添付してください。
- (3) 法人名・代表者名・住所等変更の場合、変更後を記入し、余白部分に「住所変更」等記載してください。
- (4) 作成した届出書の写しを控えとして手元に残してください。

7 参考

- (1) PCB廃棄物を保管する事業者は、毎年度、保管状況等に関し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条の規定に基づき、都道府県知事に届け出なければなりません。この届出を提出しない場合、又は虚偽の届出をした場合は、罰則が適用されることがあります。
- (2) 同法第9条の規定に基づき、毎年度、東京都環境局のホームページ等で公表されます。
- (3) 平成28年度に保管場所を変更し、既に様式第二号の「保管事業所の変更届出」を届出済の事業所も本届出の提出が必要です。また、処分を委託した事業所も提出が必要です。
- (4) PCB廃棄物の保管方法、記載に当たっての参考事項がホームページに掲載されています。